

栃木県議会みんなのクラブの平成23年度9月補正予算及び平成24年度当初予算編成に対する要望事項等に対する回答

平成23年9月8日

「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき財政健全化に取り組んでいる中、東日本大震災の復旧・復興事業については最優先で取組を進めているが、今年度の財政状況は、普通交付税が当初予算を上回ったものの、震災の影響等により景気の先行きは予断を許さない状況であり、税収の減が懸念される場所である。

現時点では歳入予算の確保が不透明であるが、平成23年度9月補正予算については、御要望の趣旨を十分に踏まえ、震災復旧・復興への取組を中心に、安全・安心の確保など、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成した。

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

(単位：千円)

要 望 事 項	回 答
<p>1. 県庁力の強化について</p> <p>県はこれまで、数次にわたる行財政改革を行いながら、選択と集中を基本に県政運営に取り組んできた。</p> <p>しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災の影響を受けて、今以上に経営方針を抜本的に見直さなければならない、非常事態とも言うべき危機的な状況に直面している。</p>	

要 望 事 項	回 答
<p>こうした厳しい社会環境の中、県としての役割を将来にわたって担っていくため、機動力を持って持続可能な行財政基盤を確立し、自らの責任による自主的・主体的な判断で、真に必要な施策を推進することが求められている。今こそ自律型の県政運営「地方政府」を実現し、将来を見据えた改革に取り組んでいかなければならない。</p> <p>そこで、みんなのクラブは、今後の県政運営のあり方として、緊急時における効率的、効果的に対応できる新しい県政運営の改革方針を示し、県の組織体としての力、いわば「県庁力」を最大化できる体制をここに要望する。</p> <p>(1) 本県版復興計画の策定</p> <p>3月11日に発生した東日本大震災は、本県に甚大な被害をもたらし、また福島第一原子力発電所の事故による被害は、収束するどころかさらに拡大している。本県では、「栃木県震災復興推進本部」を立ち上げ、県内の復旧・復興に取り組んでいるが、未だ十分な復興の道筋が描けていない。</p> <p>そこで本県版の復興計画を早急に策定し、将来にわたっての復興ビジョンを明確にすること。</p> <p>(2) 緊急時における人事異動の発令及び庁内組織体制の確立</p> <p>震災を教訓に緊急時における統治機能（庁内ガバナンス）を適切に発揮させ、各施策を迅速、的確に執行できる仕組みとして、緊急時における各部局、実務者レベルの人事異動の発令等を柔軟に行うとともに、庁内の総合調整機能の強化、事業の効果性の向上を図るために総合政策部を司令塔とした庁内組織体制を確立すること。</p>	<p>4月末に「栃木県震災復興推進本部」を設置し、県民生活の安定化や経済産業活動の支援、さらには災害に強い地域づくりを基本方針として、復興推進に当たっている。</p> <p>本年度からスタートさせた栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げた3つの重点戦略、「安心」「成長」「環境」は、まさに復興推進においても基本となるものと考えており、新元気プランを着実に推進することにより、一日も早く震災から立ち直り、元気度日本一の栃木県を目指していく。</p> <p>今回の震災では、全庁を挙げて災害対策本部の運営に当たるとともに、必要に応じ部局を越えて職員に様々な業務に当たらせるなど、柔軟な対応に努めてきた。</p> <p>また、総合政策課を事務局とする震災復興推進本部において、県内の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでおり、引き続き、総合政策部の機能を発揮し、全庁調整を図りながら一元的に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(3) 財政運営の見直し</p> <p>人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など、時代が大きく変化する中で、多くの県民は、これまで以上に生活者の視点に立った行政を求めている。医療や学校をはじめ、生活の安定、環境、雇用、犯罪や震災に対する備えなどに大きな期待を寄せている。</p> <p>そのようなことから、県民の暮らし、地域の実情に即した生活者視点に重点を置いた事業を推進し、県民生活のセーフティネットを確立すること。</p> <p>また、現在推進中の「とちぎ未来開拓プログラム」は、平成24年度までを集中改革期間としているが、この度の未曾有の大震災という、プログラム策定時には想像すらできなかった状況に適切に対応するため、プログラムの集中改革期間を延長し、ソフトランディングできるよう早急に計画を見直すこと。</p> <p>2. 震災並びに放射能汚染問題への対応について</p> <p>東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により未曾有の被害が広範囲で発生しており、まさに国難と言うべき事態である。本県においては、災害対応に総力を挙げて取り組んでいるが、県民生活の安定を一日も早く取り戻すためには、なお一層あらゆる対策に取り組んでいかなければならない。</p> <p>よって、次のとおり要望する。</p>	<p>県民生活の安定化については、本年度からスタートさせた「新とちぎ元気プラン」に「暮らしを支える安心戦略」を重点戦略として位置付け、地域における子育ての支援、地域における支え合いの推進、地域で安心できる医療の確保、住民の助け合いによる防犯・防災の促進、消費生活における安全・安心の確保など、県民の暮らしや地域の実情に即した施策に重点的に取り組んでいるところである。</p> <p>震災の復旧・復興対策については、国庫支出金の活用や地方交付税措置のある地方債の導入等により、県財政への影響を最小限に抑えながら、最優先で取り組んでいる。</p> <p>「とちぎ未来開拓プログラム」については、毎年度、国の地方財政対策の状況や経済の動向などを把握・検証し、当初予算編成時に見直すこととしており、震災の影響等により、財源不足が拡大する懸念もあるが、県税収入の動向や今後の国の地方財政対策等を見極めながら、適切な見直しを行っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(1) 東日本大震災による被災者等の支援及び被災施設等の復旧支援</p> <p>震災により被害を受けた県内の住宅、文化財、市町の公共施設等の復旧に向けて、技術的・財政的支援措置を講じること。</p> <p>また、今後、市町においては復旧費用負担の増や税収減等により、危機的財政状況が予想されることから、現在「とちぎ未来開拓プログラム」により休止している市町村振興資金貸付金の制度を再開すること。</p> <p>(2) 総合的土砂災害対策の推進</p> <p>林地崩壊等が発生し、県民生活に甚大な影響を与える災害が多発している。</p> <p>よって、崩壊地下方の住宅、河川、道路等の危険箇所調査を早急に行い対策を講じること。</p> <p>また、災害時要援護者施設などの事業効果の高い箇所には、対策工事を実施するとともに、全ての危険箇所について警戒避難体制の整備を拡充するといったハード、ソフト両面の対策を推進すること。</p>	<p>震災により、県内でも多数の住家被害が生じたことから、県内全域で「被災者生活再建支援法」を適用するとともに、住宅再建のための県独自の利子補給制度を設け、被災者の生活再建の支援に努めているところである。</p> <p>被災した文化財については、専門家を活用し、応急措置、復旧に向けた技術的支援等を行うとともに、県指定文化財の復旧に対し、助成措置を講じることとした。</p> <p>また、災害復旧に取り組む市町を支援し、一刻も早い県内各地の復旧復興を図るため、市町の要望を踏まえ、「とちぎ未来開拓プログラム」により休止している栃木県市町村振興資金について、特例措置として貸付を再開することとした。</p> <p>再開に当たっては、災害関連事業を対象に融資枠20億円を確保するとともに、貸付利率を無利子とする。</p> <p>○被災文化財緊急復旧対策事業費 3,905</p> <p>震災の後、土砂災害危険箇所については、緊急点検を実施し、対策を要することが判明した箇所については、応急的な工事を実施するほか、計画的な対策工事を推進している。</p> <p>今後とも、計画的な土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、土砂災害警戒区域の指定等のソフト対策にも取り組んでいく。</p> <p>○県単公共事業費 2,210,000</p> <p>ゼロ県債 (2,000,000)</p>

要 望 事 項	回 答								
<p>(5) 観光地の復興支援</p> <p>県内の観光地は、震災や原発事故の影響で観光客減に苦しんでいる。有料道路の無料化や誘客PR等によりゴールデンウィークは例年並みに回復したものの、その後は宿泊客数が前年の7割程度に落ち込んでいることから、継続的な復興支援をしていかなければ栃木県の観光産業は二度と立ち上がれない状態にまで追いやられてしまう。</p> <p>よって、最悪の状態を回避するために、観光客誘致に向けてのPR活動の継続、県内有料道路の無料化、風評被害に対する賠償問題の早期解決の支援、制度融資の弾力的運用等の積極的かつ継続的な取組みを行うこと。</p>	<p>風評被害の払拭と観光地の復興を図るため、「夏の観光キャンペーン」の展開や、県民に向けての「一家族一旅行運動」など、市町や観光関係団体と連携しながら、県内外で積極的に観光PR活動を実施している。引き続き、各シーズンにおける観光キャンペーンの実施など、多様な手段を講じ、誘客を促進していく。</p> <p>県内有料道路の無料化については、観光地の状況等を見極めながら、適切に対応していく。</p> <p>風評被害等により損害を受けた事業者が東京電力に対して適切かつ早期に賠償請求ができるよう、観光関係団体等を対象とした説明会を開催するなど、情報提供に努めていく。</p> <p>風評被害等による売上減少などの間接被害を受けた観光事業者も対象とした、融資枠300億円の「東日本大震災復興緊急資金」を創設したところであり、今後とも関係機関との連携を図りながら、資金繰りの円滑化に取り組んでいく。</p> <table data-bbox="778 1014 1497 1294"> <tbody> <tr> <td>○風評被害経営改善支援事業費</td> <td>4,032</td> </tr> <tr> <td>○元気なとちぎ！テレビ番組誘致事業費</td> <td>19,140</td> </tr> <tr> <td>○ICT活用誘客宣伝事業費</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>○県産農産物の安全・安心PR事業費</td> <td>24,665</td> </tr> </tbody> </table>	○風評被害経営改善支援事業費	4,032	○元気なとちぎ！テレビ番組誘致事業費	19,140	○ICT活用誘客宣伝事業費	7,000	○県産農産物の安全・安心PR事業費	24,665
○風評被害経営改善支援事業費	4,032								
○元気なとちぎ！テレビ番組誘致事業費	19,140								
○ICT活用誘客宣伝事業費	7,000								
○県産農産物の安全・安心PR事業費	24,665								

要 望 事 項	回 答
<p>(6) 庁内組織体制の一元化による情報公開</p> <p>放射能汚染問題は県民への迅速な情報公開が必要である。</p> <p>従来の縦割り体制ではなく、一元的に対応できるよう県庁内の組織体制を見直し、緊急時における周知方法をより県民の立場に立って、分かりやすいものとなるよう改善を図ること。</p> <p>(7) 農産物等の検査体制等の強化</p> <p>県内で生産される農産物等について、放射性物質の検査を行う体制を構築すること。特にホットスポットといわれる地区でのサンプリング調査を継続的に実施すること。</p> <p>また、風評被害を防止するとともに、消費者が安心して農産物等を購入できるよう、検査結果等に関する正確な情報の迅速な提供に取り組むこと。また、消費者からの相談に適切に対応できるよう、相談窓口の強化を図ること。</p>	<p>放射能汚染に関する情報については、災害対策本部で一元化の上、県民への迅速かつ的確な周知に努めている。</p> <p>また、大気中の放射線量など県民の関心が高い情報については、分かりやすく、かつ情報収集を容易に行えるよう災害対策本部において整理し、県ホームページに掲載している。</p> <p>今後とも県民の立場に立った分かりやすい情報の提供に努めていく。</p> <p>農業試験場をはじめ、農業振興事務所、家畜保健衛生所等に分析機器を整備し、検査体制の強化を図るとともに、その検査結果等については、ホームページ等により迅速な情報提供に努めていく。</p> <p>また、各農業振興事務所に設置している「食と農の相談室」や消費生活センター等において、消費者等からの相談に適切に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(8) 幼児や児童の安全確保に向けた放射性物質の除染等</p> <p>県北地域の幼稚園や小学校等においては、2回目の調査において$1.0 \mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を測定した園庭や校庭について表土除去の補助対象とされたが、表土除去を行わない学校等に子どもを通わせている親は、$1.0 \mu\text{Sv/h}$未満であっても表土が舞い上がることによる子どもたちの内部被曝を心配している。</p> <p>このような県民の不安を少しでも払拭すべく、少なくとも1回目の調査で$1.0 \mu\text{Sv/h}$を超えた全ての園庭や校庭の表土除去に対して助成するとともに、校庭周囲の側溝等の除染に必要な費用についても助成すること。</p> <p>また、安心、安全に生活することを前提とした、学校等の空間放射線量、校庭等の土壤に含まれる放射性物質及び水道水について長期にわたるモニタリング体制を構築すること。</p> <p>(9) 県民の安全、安心に向けた各種調査の実施</p> <p>空間放射線量の調査の結果、周囲と比べて高い値を示している地域については、継続的に監視する体制を整備すること。例えば、今以上に細かい地区割りを行い、農産物、土壤、水等のサンプリング調査を継続的に実施し、必要な情報を当該地域の住民に提供するような措置を講じること。</p> <p>また、高い放射線量が測定された地域の住民に対して、健康への影響を調査すること。</p> <p>特に、暫定許容値を超えた放射性物質によって汚染された稲わらや堆肥等が確認された地域の方々に優先的に調査すること。</p>	<p>本年5月、県内の全ての教育機関等における空間放射線量率について調査を実施し、放射線量の高い施設の表土処理について、6月補正予算において支援措置を講じた。また、一部の市町においても、独自に表土処理を行っており、これらの施設等について、確認調査を実施した。</p> <p>さらに、本年8月、国において「除染に関する緊急実施基本方針」が策定されたことから、当該方針の内容を踏まえながら、国や市町と連携して県民の安全・安心の確保に努めていく。</p> <p>また、水道水についても、国から示されているモニタリング方針に基づき、各水道事業者において今後も継続してモニタリング調査を実施し、水道水の安全確保に努めていくこととしている。</p> <p>空間放射線量率を把握するため、7月に文部科学省と共同で航空機による県内全域のモニタリング調査を実施した。</p> <p>今後、国により増設されるモニタリングポスト等を活用するなど、放射能調査体制の強化に努めていく。</p> <p>また、農産物、土壤等についても、引き続き、きめ細かなモニタリング検査を実施し、これらの検査結果等について県ホームページ等で公表していく。</p> <p>住民の健康影響調査については、放射性物質のモニタリング調査の結果や、国の補正予算を踏まえた福島県における県民健康管理調査の状況、近県の対応等を注視し、検討していく。</p> <p>○環境モニタリング強化事業費 228,886</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(10) 放射線や安全に関する教育</p> <p>これまで我が国では、放射線についての教育があまりなされてこなかった。占領米軍により放射能の研究は禁止され、研究記録は全て提供させられたと聞いている。結果的には、我々は戦争被爆国の国民として受けるべき教育を受けられず、知るべき知識も知らされずにきたと言える。今回の原発事故発生時は、全国民が放射線についてほとんど無知という中で事故であった。その結果、対応も全て後手に回ってしまった。もし、放射線と安全面に関して、しっかりとした教育を受けていれば事前に様々な問題を想定かつ予防措置も講じることができたと考えられる。</p> <p>よって、今後できる限り早い時期に、一般の社会人のみならず、学校等においても放射線に関することや安全について正しい知識を得ることのできる教育機会を確保すること。</p> <p>(11) 雇用対策</p> <p>3月11日に発生した震災は、最悪期を脱しはしたものの、未だ本県の雇用、地域経済に深く影響を及ぼしている。特に雇用に関しては、県内経済の先行き不透明感から、6月の有効求人倍率は0.59倍と依然として求職者に厳しい環境である。現在、本県は、国の交付金を活用した「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別事業」、「ジョブカフェとちぎでの就職支援」、「被災離職者を対象とした職業訓練支援」等様々な施策を講じているが、大幅な改善に至っていない。今後、風評被害による離職者の増加や円高推移による製造業の業績悪化、経済の先行き不安など雇用情勢のさらなる悪化が懸念されることから、抜本的な雇用対策に早急に取り組むこと。</p>	<p>放射線に関する基本的な知識について、一般向けの講習会を開催するとともに、県ホームページなどでの情報提供等に努めてきた。</p> <p>また、来年度から実施される中学、高校の新学習指導要領において、原子力や放射線に関する事項が指導内容に取り入れられるほか、放射線についての副読本も文部科学省から配布されることから、小学校も含め、各学校における理科の授業等を通じ理解促進に努めていく。</p> <p>今後とも、放射線に関する知識の普及や情報提供に取り組んでいく。</p> <p>新たに創設された震災対応事業を含む緊急雇用創出事業の活用により、更なる雇用の創出に努めていく。</p> <p>また、「ジョブカフェとちぎ」や「とちぎ求職者総合支援センター」において相談から就職まで一人ひとりに対応したワンストップサービスを行っている。</p> <p>今後とも、栃木労働局などと連携を図りながら面接会の開催や職業訓練の実施等の支援を行っていく。</p> <p>なお、緊急雇用創出事業については、雇用創出効果が高いことから、平成24年度以降の継続について国に要望している。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(12) 本県独自の住宅再建共済制度の創設</p> <p>この度の震災における、本県の住宅被害は、全壊261棟、半壊2,063棟、一部倒壊61,343棟に達している。</p> <p>現在、本県においては、罹災状況にあわせた、住宅再建に向けた利子補給や支援金の交付を実施しているが、住宅再建には十分な支援とは言えない状況である。</p> <p>そこで、今回の状況を踏まえ、住宅所有者の相互援助による住宅再建支援の仕組みとして本県独自の住宅再建共済制度を創設し、今後の災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する仕組みを創設すること。</p> <p>(13) 食肉関連事業者への総合的支援</p> <p>8月2日、国は栃木県に対して県産肉牛の出荷制限を指示した。</p> <p>8月25日、出荷制限は一部解除されたが、この間、本県産の肉牛の流通はストップし、また風評被害も相俟って消費者離れは著しく、県内食肉卸・小売販売事業者並びに食肉流通関係者は、大きな打撃を受けている。よってこれら関係事業者に対する賠償問題の解決支援や融資等総合的支援措置を講じること。</p>	<p>本県では、「栃木県被災住宅再建等支援事業」を創設し、国の「被災者生活再建支援制度」の適用とされない半壊や一部損壊住宅を対象に、融資を受けて被災住宅の再建等を行う個人に対し市町が利子補給を行う場合、県がその費用の一部を市町に補助することとしたところであり、制度のなお一層の周知・利用の促進を図っていく。</p> <p>なお、本県独自の住宅再建共済制度については、今後、他県の状況や他の共済制度等との整合性などについて、研究していく。</p> <p>損害を受けた事業者が東京電力に対して適切かつ早期に賠償請求できるよう、説明会を開催するなど、情報提供に努めていく。</p> <p>また、「東日本大震災復興緊急資金」は、風評被害等による売上減少などの間接被害を受けた食肉関連事業者も対象としており、当資金の活用の促進を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(14) 秋の稲わら対策</p> <p>この度の県産牛肉の出荷制限は、原発事故後に収した稲わらを牛に給餌した事が原因とされている。</p> <p>県は、県内全畜産農家を対象に稲わらの利用状況調査を行ない、放射性セシウムの暫定許容値を超えた稲わらの適正な管理を確認している。</p> <p>しかし原発事故が収束しない中、今後収穫される秋の稲わらについても十分な検査等を講じなければ、再発の可能性がある。</p> <p>よって地表面へのセシウム蓄積量や空間線量の高い地域を重点検査区域として指定し安全性の確認に万全を期すること。</p> <p>3. 部局別要望</p> <p>(1) 被災した東北3県の製造企業への支援について</p> <p>国内有数の部材の供給拠点であった東北3県は、原発事故の影響に加えて、復旧作業の遅れなどから早急な生産再開は期待できない状況にある。</p> <p>県では、現在、こうした企業を支援するため、工場等再建支援ワンストップ窓口での情報提供や、企業立地補助金に被災企業特認制度を設けるなど、支援をしているところである。</p> <p>こうした取組に加えて、県内の工場跡地や空き倉庫といった「居抜き」物件に関する情報を、一層積極的にPRするなどして、本県においても、東北3県の製造企業の一刻も早い生産再開を支援することで、日本国内におけるものづくり現場と雇用を守っていくこと。</p>	<p>県では、これまでも牧草、土壌等のモニタリング検査を実施してきたが、8月に国から稲わらを含む夏作飼料作物のモニタリング検査方法が示されたことから、これまで実施してきた各種モニタリング検査結果や空間線量の測定結果等を参考に、本年産稲わらについても十分な検査を実施し、安全性を確認していく。</p> <p>また、利用できない牧草については、関係団体とも連携し、汚染状況の実態調査を進めるとともに、適正な処分を促進するため、埋却経費の支援などについて、9月補正予算で対応することとした。</p> <p>○牧草処理緊急対策事業費 30,000</p> <p>いわゆる「居抜き」物件等で早急に操業開始を希望する企業等に対しては、「栃木県工場用地等情報収集提供システム」により工場跡地等の情報を提供している。</p> <p>また、個別の立地相談については、条件に応じて、市町や金融機関等とのネットワークを活用して随時、情報提供を行っている。</p> <p>今後とも、企業立地補助金に係る被災企業特認制度等の被災企業立地に係る特例優遇制度と併せて、「居抜き」物件等の情報を広く提供すること等により、東北3県を中心とする被災企業の一日も早い復興を支援していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) きめ細かな地域医療体制の確立について</p> <p>全ての県民が質の高い医療を効率的に受けることができるよう、来年度策定される「栃木県保健医療計画（6期計画）」において、現在5つある二次保健医療圏の区域を見直すとともに、将来の方向性を盛り込んだ圏域ビジョンを作成すること。</p> <p>なお、精神・身体疾患を併せ持つ患者に対して必要な医療を各地域で確保するため、精神科と一般診療科との連携を促進し、精神科救急医療についても十分対応できる体制を構築すること。</p> <p>(3) 介護職員の処遇改善と人材育成について</p> <p>高齢化の進展に伴い要介護者が年々増加していく中で、今後も安定した質の高い介護を提供し続けることのできる体制を構築しなければならない。</p> <p>しかし、全産業の離職率に比べ介護職員の離職率が高い状況にあるなど、介護職員の処遇は厳しく、安定した生活基盤を築くことが難しい状況にある。</p> <p>そこで、介護職員の処遇を改善するための支援の拡充と、質の高い介護サービスを提供するための人材育成への支援策を講じること。</p> <p>また、若者の介護職離れが著しいことから、介護職の素晴らしさや必要性を小・中学生にも感じてもらうための体験学習を教育活動に取り入れること。</p>	<p>二次保健医療圏の見直しについては、今年度中に国から示される指針や今後実施する医療実態調査の結果等を基に、地域の実態等を考慮しながら、適切に対応していく。また、二次保健医療圏ごとの課題や将来像等を明らかにする圏域ビジョンについては、市町、医療関係者等の意見を踏まえつつ、検討していく。</p> <p>精神・身体疾患を併せ持つ患者に対する医療体制については、様々な課題があることから、精神科救急医療も含め、引き続き、医療機関における受入体制などについて関係者から意見を聴くなどして検討していく。</p> <p>介護職員は、他産業と比べて平均賃金が低く、勤続年数も短くなっているため、平成21年度からの国の「介護職員処遇改善事業」を活用し、介護職員の処遇改善を行い職員の定着化を図っている。</p> <p>また、様々な研修を通じ、介護職員の処遇技術や意識の向上など人材育成に取り組んでいる。</p> <p>なお、「介護職員処遇改善事業」については、今年度終了見込みであることから、国に対し恒久的な措置を講じるよう要望していく。</p> <p>小・中学校の教育活動においては、介護施設などにおける交流学习や職場体験等を実施しており、今後とも、これらの体験学習がより充実するよう指導していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 児童虐待の未然防止・早期発見及び早期対応について</p> <p>昨年度、県内3児童相談所における児童虐待相談対応件数は810件と過去最多となり、486件だった2009年度に比べ67%増となった。これは県の積極的な啓発活動の取組の結果、児童虐待防止への県民意識が高まったことによるものと評価ができる。しかし、全国的な相談対応件数の増加や依然として深刻な事件が多発していることに鑑みると、さらなる積極的な取組が求められるところである。また、県内の相談対応件数の増加に呼応して、子どもの生命を守る最前線である児童相談所の体制・機能の強化・拡充等に取り組む必要がある。児童虐待に対応する職員の担当件数の増加等により適切な対応に遅れが生じ、事件が深刻化することも危惧される。</p> <p>以上のことを踏まえ次のような対策の強化を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童福祉司を県内50人（人口4万人に1人）体制とし、児童虐待対応チームの強化を図ること。 ② 虐待通報を受けてから児童の安全確認を行うまでの時間を本県独自に「24時間以内」とし、初期対応の迅速化・的確化を図ること。 ③ 市町・関係機関とのさらなる連携強化を図り、児童虐待の未然防止と早期発見に努めること。 ④ 乳幼児健診・歯科検診等の機会を虐待の早期発見につなげられるよう、医療機関等との緊密な連携強化を図ること。 ⑤ 虐待は絶対に許さないと意識の下、臨検の実施も視野に入れ断固とした措置を講ずること。 	<p>児童相談所の体制については、いわゆる小山事件が発生した平成16年度から現在までに、児童福祉司や児童心理司を全体で16名増員し体制の強化を図ってきたところであり、引き続き体制強化に努めるとともに、研修等を通じ児童虐待対応チームや市町職員の専門性の向上を図っていく。</p> <p>昨年度改定した「早期発見と連携のための児童虐待初期対応ガイド」などにより、医療機関等との連携強化を図るとともに、各市町の要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員が参画して、関係機関との緊密な連携を図ることにより、通報のあった大半のケースは概ね24時間以内に児童の安全確認を行っている。</p> <p>今後とも、児童の安全が脅かされる場合には、臨検などの法的措置も念頭に、児童虐待の未然防止と早期発見に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(5) 再生可能エネルギーの普及促進について</p> <p>東日本大震災に伴う福島第1原発事故を大きな契機として、本県においても、再生可能エネルギーを利用した地域分散型の新しいエネルギーシステムづくりが希求されている。</p> <p>本県には普段気づかないような再生可能エネルギー源が豊富に眠っている。</p> <p>太陽光発電については、県は「自然エネルギー協議会」へ参加しているところであり、大規模太陽光発電所(メガソーラー)の建設を促進するとともに、小水力発電については、地域活性化総合特別区域の指定を受けることなどによって、県内における再生可能エネルギーの普及促進に具体的に取り組むこと。</p> <p>(6) EV・PHVタウンの促進について</p> <p>本県は、昨年12月に「EV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリット車)タウン」に選定され、EV・PHVの普及促進に先導的に取り組むこととなった。</p> <p>そこで、まずは県が率先してEV・PHVを導入し、また県有施設に急速充電設備を配置するなどして、本年5月に策定された「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」の目標達成に向けた動きを加速させること。</p> <p>また、本県を将来のEV・PHV生産の一大拠点とすることを念頭に自動車メーカーや県内関連企業との一層の連携を図ること。</p> <p>(7) 森林経営計画に基づく森林整備の促進について</p> <p>本年7月26日、今後の森林および林業に関する各種施策の基本的方向を取りまとめた「森林・林業基本計画」が閣議決定された。</p> <p>そこで、本県においては、森林所有者または森林経営の受託者が新たに作成することになった森林経営計画づくりを支援し、面的まとまりのある森林整備を促進すること。</p> <p>なお、今後、「地域森林計画」の見直しに当たっては、全国森林計画の内容に即することだけでなく、本県の実情も十分踏まえた実効性の高い内容になるよう努めること。</p>	<p>庁内に「再生可能エネルギー利活用促進検討会」を設置し、有識者からの提案や助言を得ながら、再生可能エネルギーの一層の普及拡大のための具体的方策について検討している。</p> <p>メガソーラーの導入に向けて、広く候補地を募集したところであり、今後は候補地の公表と合わせて発電事業を行う事業者を募集するなど、導入拡大に努めていく。</p> <p>産学官連携による「スマートビレッジモデル研究会」を立ち上げ、農業用水による小水力発電の推進に取り組んでいる。</p> <p>小水力発電の導入に当たっては、様々な優遇措置が受けられる総合特区制度の活用が効果的であることから、特区の指定に向けても積極的に取り組んでいく。</p> <p>「EV・PHVタウン推進アクションプラン」に基づき、県自ら電気自動車を率先導入するとともに、EVの普及に欠かせない充電スタンド整備に対する助成を行うなど、「EV・PHVタウン構想」の実現に向け取り組んでいる。</p> <p>また、「とちぎ自動車産業振興協議会」を中心として自動車メーカーと連携を密にし、県内中小企業に対して、「電気自動車テストング事業」や「電気自動車内部構造調査事業」を実施するなど、EV・PHVについての各種情報の提供、研究開発支援、販路開拓支援などを実施していく。</p> <p>森林の面的なまとまりと経営の一体性に基づいた森林経営計画の作成を促進するため、意欲的な林業事業者等に対して、集約化施業への合意形成や施業プランナー等の人材育成を支援していく。</p> <p>また、国の「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」の変更等に伴う「地域森林計画」の見直しに当たっては、森林資源の状況や路網の整備状況等の地域の実情を踏まえ、適切に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(8) 東北自動車道の一層の整備促進について</p> <p>東京と東北地方とを結ぶ中継地点にある本県は、東日本大震災で甚大な被害を受けた東北3県の被災地支援のための拠点として機能していくことが求められる。</p> <p>そこで、本県と東京圏との一層の連携に加えて、東北3県への支援を強化するために、東北自動車道の宇都宮IC以北の6車線化を促進するとともに、県内におけるスマートICの整備促進についても早急に取り組むこと。</p>	<p>東北自動車道宇都宮IC以北の6車線化については、これまでも、国や関係機関に対し要望してきた。今後も、地元市町と連携を図りながら、あらゆる機会をとらえ強く働きかけていく。</p> <p>また、スマートICについては、県内3箇所のサービスエリアに設置されたところであり、今後の整備については、国、東日本高速道路㈱の協力の下、課題等を整理していく。</p>
<p>(9) 各種交通安全施設の整備促進について</p> <p>本年4月、鹿沼市内で登校途中の小学生6人が大型クレーン車にはねられて死亡した事故をきっかけにして、本県においては、通学路の歩道整備に対する要望が一層増加している。</p> <p>そこで、児童生徒の登下校時の安心・安全を確かなものとするために歩道の整備を一層推進するとともに、歩道整備済の区間についても改めて安全性について見直し、必要に応じて信号機やガードレールといった各種交通安全施設の整備に取り組むこと。</p> <p>加えて、各地域の実情に応じたきめ細かな見守り活動といったソフト面の取り組みについても充実すること。</p>	<p>通学路の歩道整備については、引き続き、毎年度30kmを目標に着実に整備を進めていく。特に、小学校周辺半径約1km区域内の歩道を重点的に整備していく。</p> <p>また、歩道整備済の区間についても、必要な点検を行い安全対策が必要な箇所については、交通安全施設等の整備に取り組んでいく。</p> <p>さらに、各市町が行う、学校安全ボランティア(スクールガード)講習会の開催を支援するなど、ソフト面からの安全対策の強化にも取り組んでいく。</p>
<p>(10) スクールカウンセラーの拡充について</p> <p>本県における不登校の出現率は、依然として全国平均を上回っているなど、児童生徒はさまざまな不安や悩みを抱えている。</p> <p>そこで、不登校やいじめなどの問題に対処するため、教員一人ひとりの相談対応能力を向上させるとともに、児童生徒への心理カウンセリングにあたるスクールカウンセラーの配置を拡充し、不安や悩みを抱えている児童生徒を適切に支援すること。</p> <p>また、スクールカウンセラーの資質向上を図るための研修機会を充実させること。</p>	<p>教員一人ひとりの相談対応能力の向上を図るため、教育相談基礎・実践研修などを実施している。</p> <p>スクールカウンセラーについては、今年度は、中学校109校、高等学校5校の拠点校に配置し、拠点校から各小・中・高校に派遣している。今後も拠点校への配置拡充に努め、きめ細かな相談体制を整備していく。</p> <p>また、県内に3名のスーパーバイザーを配置し、困難な事例を抱えているカウンセラーや経験の浅いカウンセラー等への指導・援助体制を整えている。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(11) 県立特別支援学校への専門職への配置について</p> <p>障害児への療育指導は、特別支援教育の現状でも欠かせない。</p> <p>そこで県立特別支援学校のうち、肢体不自由児を対象とする学校には作業療法士（O T）、理学療法士（P T）、知的障害児を対象とする学校には言語聴覚士（S T）をそれぞれ配置し、障害児の健やかな成長を支援すること。</p> <p>また、肢体不自由児が身近な地域で教育が受けられるような教育環境の整備をすること。</p>	<p>特別支援学校では、実情に応じて、医療機関と連携し、病院等に勤務する理学療法士等に依頼し、授業の見学やその後の検討会等で指導助言を受けながら、障害の状態に応じた指導・支援を行っている。</p> <p>なお、これまで肢体不自由のある重複障害児童生徒に対しては、身近な地域で教育が受けられるように各特別支援学校に重複障害学級を設置してきた。</p> <p>引き続き教員が、理学療法士等の指導助言を踏まえ、より専門性の高い指導に当たれるよう、理学療法等に関する教員の資質向上に努めていく。</p>
<p>(12) 交番、駐在所の活動の強化について</p> <p>平成17年7月に策定された「警察機能強化のための警察署再編整備計画」に基づいて一部の小規模警察署が統合され、警察署の捜査体制や夜間体制などの強化が図られた。</p> <p>一方で、地域住民が警察に求めるニーズは、多様化し、より住民の意見・要望を反映した警察活動が求められている。</p> <p>そこで、地域に最も身近な存在である交番・駐在所の警察官が、これらのニーズに応えるための活動を積極的に推進し、地域の安全と安心を確保すること。</p>	<p>地域における安全・安心の確保を図るため、ミニパトカーの機動力を活かしたパトロールによる犯罪抑止や事件発生時の早期現場臨場と犯人検挙に努めている。</p> <p>また、巡回連絡等を通じて把握した住民の意見・要望に基づき、交番・駐在所のコミュニティルームを活用し、警察と地域住民が協働して地域の治安を守る活動を行っている。</p> <p>今後とも、地域住民の様々なニーズに応え、地域の安全と安心を確保する諸活動を積極的に推進していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>追加 栃木県グリーンスタジアムの改修について</p> <p>栃木県グリーンスタジアムは、県民一人一人スポーツの定着化と本県スポーツの振興などそれぞれのニーズに沿った専門スポーツ施設として重要な役割を担っている。</p> <p>特にグリーンスタジアムをホームスタジアムとして利用している栃木SCにとっては、施設の充実整備は必要不可欠である。このような中、現在、栃木SCはJ1昇格に向けて活躍しており、昇格に向けた最低基準としてのグリーンスタジアムの暫定改修を早急に望んでいる。</p> <p>よって、県としても厳しい財政状況の中ではあるが、早急な調査検討を行いJ1基準の条件を満たす改修を行うこと要望する。</p> <p>また、現在、総合スポーツゾーンとして位置付けされている西川田の施設についても県内スポーツ施設の位置付けを明確にした上で年次計画を策定し事業を推進すること。</p>	<p>栃木SCのJ1昇格は、県民に明るい話題を提供し、県民の地域に対する誇りや愛着、一体感の醸成に加え、本県の知名度の向上、さらには、地域経済の活性化が期待されるなど、その効果は非常に大きい。</p> <p>県としては、栃木SCからの要望も踏まえ、J1基準である入場可能数1万5千人以上を満たすために必要なサイドスタンドの改修を進めていく。</p> <p>また、総合スポーツゾーンについては、現在、民間ニーズの把握に努めながら、PFIなど多岐にわたる整備運営手法について検討を進めているところである。</p> <p>これらの結果を踏まえ、来年度には、県議会をはじめ、地元宇都宮市や関係団体の意見をいただきながら、新たに整備する施設の配置や交通対策、周辺環境への影響なども含めた総合スポーツゾーン全体構想の策定に着手していく。</p> <p>○グリーンスタジアムJ1対応事業費 3,500</p>